

# 労働委員会の紛争解決制度について

長崎県労働委員会事務局

令和6年(2024)

7月19日(金)



# 1. 医療・福祉における労働紛争

---

- 県内における従業者数は11万1,684人（全産業の21.2%）

（総務省・経済産業省「R3経済センサス-活動調査」本県分取りまとめに基づく [1689231503.pdf \(pref.nagasaki.jp\)](https://www.pref.nagasaki.jp/1689231503.pdf)）

- R5労働相談件数 165件/718件(県労働相談情報センター)
- 労働者だけでなく、使用者側（医療機関・介護施設等）からの相談事例も

## 2. 労働委員会とは

---

- ・労働者と使用者間のトラブルの調整を行う都道府県の機関です。
- ・後述する「あっせん制度」によって労使間トラブルの調整を行います。
- ・当事者間で解決が困難なトラブルを公平な第三者として、仲立ち（あっせん）をし、円満な解決を目指します。

## 3. 主な業務

---

- (1) 労働争議の「あっせん」
- (2) 個別労働紛争の「あっせん」
- (3) 不当労働行為の審査
- (4) 争議行為の発生届・争議行為の予告通知の受理
- (5) 労働争議の実情調査

## 4. 労働委員会の組織

### 【労働委員会】

公益委員

労働者委員

使用者委員

### 【事務局】

事務局長

調整審査課

# 委員の構成

---

長崎県労働委員会は、  
各5名ずつ、合計15名の委員で運営しています。



使用者委員



公益委員



労働者委員

# 使用者委員

---

使用者委員は、使用者を代表する者

[例] 会社経営者  
使用者団体役員 など

使用者側の事情を的確に把握



使用者委員

# 公益委員

---

公益委員は、学識経験者

[例] 弁護士

大学教授 など

公平な第三者的立場



公益委員



# 労働者委員

---

労働者委員は、労働者を代表する者

[例] 労働団体役員 など

労働者側の事情を的確に把握



労働者委員

## 5. 「あっせん」の対象

---

- ① **労働組合**と**使用者**との間で起きた労働関係の紛争で、当事者間で解決できないとき
  
- ② **労働者個人**と**使用者**との間で起きた労働問題のトラブル（解雇、ハラスメント、賃金未払いなど）で、話し合いがまとまらないとき

## 6. 「あっせん」の方法

---

公・労・使の三者からなる、あっせん員が間に入り、双方の主張を確かめ、歩み寄りを促して解決に導きます。



使用者委員

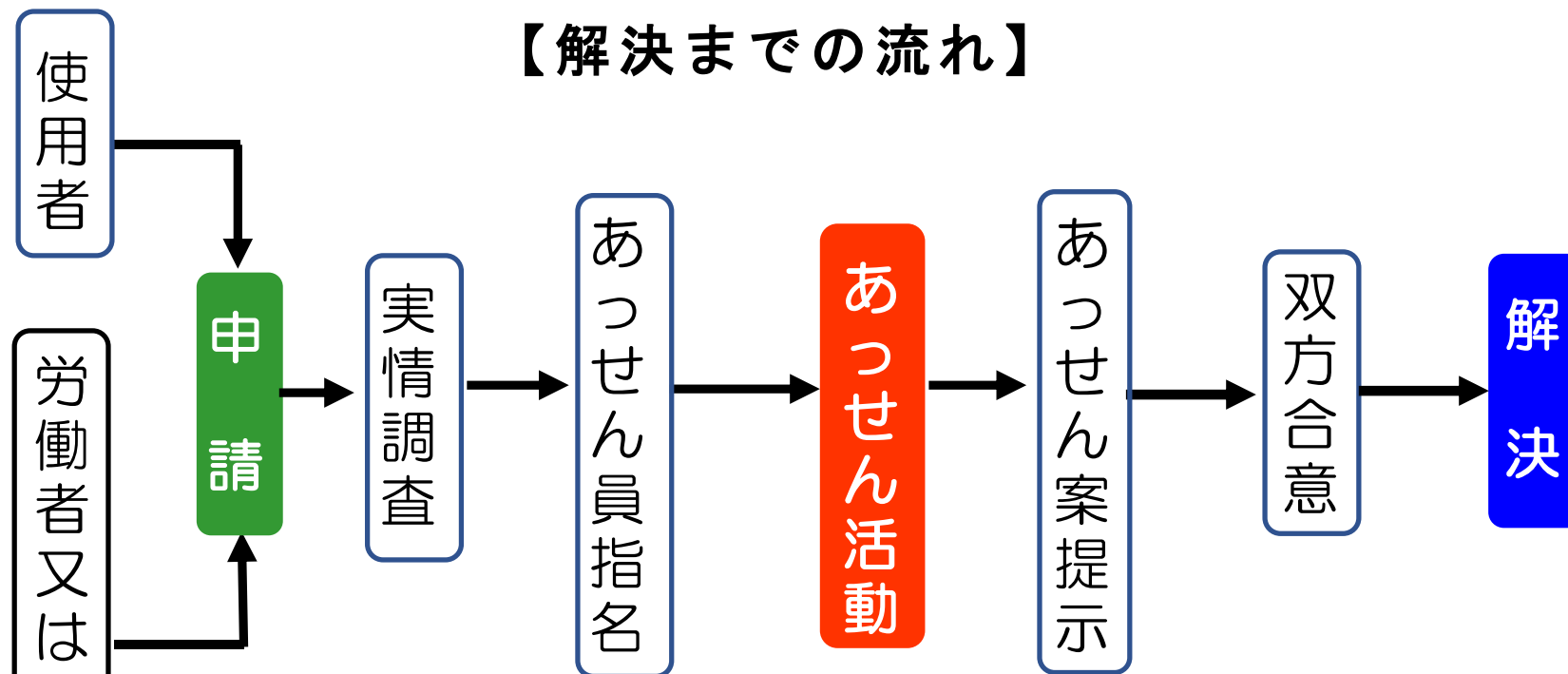


公益委員



労働者委員

# 7. 「あっせん」の流れ



- ※次のようなときは「あっせん」を打ち切る場合があります
- ・双方の主張の隔たりが大きく、解決の見込みが立たない場合
  - ・あっせん案を提示した際に双方又は一方が拒否する場合

## 8. 「あっせん」のメリット

---

- 三者構成による中立公正なサポート
- 費用無料
- 秘密厳守
- 迅速な解決

## 9. 取り扱った事例

---

- ・ 解雇・人事
- ・ パワーハラスメント
- ・ 賃金
- ・ 団体交渉が不調の場合の調整

## 10. さいごに

---

労働委員会による労働紛争の「あっせん」などについて、さらにお知りになりたい方は、長崎県労働委員会事務局へお気軽にお問合せください。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県庁行政棟7階  
TEL 095-822-2398

長崎の魅力に、  
新たな変化を！

# 長崎の

# 変

拡大中！

ご清聴いただきまして  
ありがとうございました  
にゃー

